

小規模多機能型居宅介護ハルジオン

【介護保険事業者番号3090100367】

① 小規模多機能型居宅介護費 定員25名 6級地 10.33 円

	要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		単位数	単位数	単位数	単位数	単位数
基本サービス費 (1月あたり) 小規模多機能型居宅介護費 ①	金額(1割)	108,031円	158,772円	230,968円	254,913円	281,068円
	要介護区分	要支援1	要支援2			
	単位数	3450	6972			
	金額(1割)	35,638円	72,020円			
基本サービス費 (1日あたり) 短期利用居宅介護費 ②	要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	単位数	572	640	709	777	843
	金額(1割)	5,908円	6,611円	7,323円	8,026円	8,708円
	要介護区分	要支援1	要支援2			
	単位数	424	531			
	金額(1割)	4,379円	5,485円			
介護保険給付	初期加算(契約日から30日間。または、30日以上入院後再利用した場合)				30	309 円 /日
	認知症加算(Ⅰ)(要介護の方)				920	9,503 円 /月
	認知症加算(Ⅱ)(要介護の方)				890	9,193 円 /月
	認知症加算(Ⅲ)(要介護の方)				760	7,850 円 /月
	認知症加算(Ⅳ)(要介護の方)				460	4,751 円 /月
	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)※②を算定する場合のみ算定				200	2,066 円 /回
	若年性認知症利用者受入加算(要介護の方)				800	8,264 円 /月
	若年性認知症利用者受入加算(要支援の方)				450	4,648 円 /月
	看護職員配置加算(Ⅰ)(要介護の方)				900	9,297 円 /月
	看護職員配置加算(Ⅱ)(要介護の方)				700	7,231 円 /月
	看護職員配置加算(Ⅲ)(要介護の方)				480	4,958 円 /月
	訪問体制強化加算(要介護の方)				1000	10,330 円 /月
	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)				1200	12,396 円 /月
	総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)				800	8,264 円 /月
	口腔・栄養スクリーニング加算				20	206 円 /回
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)				100	1,033 円 /月
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)				200	2,066 円 /月
	科学的介護推進体制加算				40	413 円 /月
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)				100	1,033 円 /月
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)				10	103 円 /月
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)				750	7,747 円 /月
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				640	6,611 円 /月
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)				350	3,615 円 /月
	和歌山市独自加算				200	2,066 円 /月
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)				月の総単位数の14.9%	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)				月の総単位数の14.6%	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)				月の総単位数の13.4%		
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)				月の総単位数の10.6%		
その他	宿泊に要する費用(1泊)				2,500円	
	食費(朝食310円、昼食530円、夕食530円)				1,370円	
	オムツ代				実費	

※介護給付費部分の利用者負担は介護保険負担割合証に記載されている割合に応じた負担となります。

※上記点数及び金額は、関係法令その他物価の変動等により不定期に改定する可能性があります。

※ご請求は、1か月ごとに単位数の合計に係数を掛け金額に換算しますので、1日あたり単価の合計と差異が生ずる場合があります。

※職員体制に基づく加算は職員配置状況により算定しないことがあります。